# 規則・細則_新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 規則 | 規則 |
| 第 1 章　総則<br>（目的・名称）<br>第 1 条　日本臨床救急医学会救急専門・認定薬剤師制度（以下、本制度）は、救急に関する十分な知識及び技能、研究能力、教育能力を有する薬剤師を養成し、救急医療における薬物療法等に関する高度な知識、技術、研究、教育、倫理観を通して、国民の健康に貢献することを目的とする。<br><br>第 2 条　前条の目的を達成するために、日本臨床救急医学会（以下、本学会）は本制度を制定し、救急医療における薬物療法等に関する十分な知識・技能を有する薬剤師を「日本臨床救急医学会救急認定薬剤師（以下、救急認定薬剤師）」として認定する。 また、「救急認定薬剤師」としての十分な活動実績を有し、本領域における薬物療法等の実践、研究、教育において指導的能力を有する薬剤師を「日本臨床救急医学会救急専門薬剤師（以下、救急専門薬剤師）」として認定する。なお、救急認定薬剤師と救急専門薬剤師の英文での名称は、それぞれ「 JSEM-certified pharmacist for Emergency Medicine; JPEM 」と「 JSEM-certified Senior Pharmacist for Emergency Medicine; JSPEM 」とする。 | 第 1 章 総則<br>（目的・名称）<br>第 1 条 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師制度（以下、本制度）は、救急に関する十分な知識及び技能を有する認定薬剤師を養成し、救急医療における薬物療法に関する高度な知識、技術、倫理観を通して、国民の健康に貢献することを目的とする。<br><br>第 2 条 前条の目的を達成するために、日本臨床救急医学会（以下、本学会）は本制度を制定し、救急医療における薬物療法に関する十分な知識・技能を有する薬剤師を認定する。<br><br>第 3 条 前条に定める本学会によって認定された薬剤師の名称は、「日本臨床救急医学会 救急認定薬剤師（以下、救急認定薬剤師）」とし、英文では、「Certified Pharmacist for Emergency Medicine; CPEM」と表記する。 |
| 第 2 章　救急専門・認定薬剤師認定委員会<br>（委員会の設置） | 第 2 章 救急認定薬剤師認定委員会<br>（委員会の設置） |

| | |
|---|---|
| 第 3 条　本学会は、本制度のため救急専門・認定薬剤師認定委員会（以下、認定委員会）を設置する。<br>（責務）<br>第 4 条　認定委員会は、本制度の運営と認定作業のため、救急専門・認定薬剤師制度施行細則（以下、細則）に定める業務を行う。<br>（組織）<br>第 5 条　1.　認定委員会は、本学会会員より選出される委員 15 名程度により構成される。<br>2.　認定委員会委員は、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。<br>3.　代表理事は委員の中から委員長 1 名、副委員長 1 名を選任する。<br>（任期）<br>第 6 条　認定委員会委員の任期は 2 年とし、原則として再任を妨げない。 | 第 4 条 本学会は、本制度のため救急認定薬剤師認定委員会（以下、認定薬剤師認定委員会）を設置する。<br>（責務）<br>第 5 条 認定薬剤師認定委員会は、本制度の運営と認定作業のため、救急認定薬剤師制度施行細則（以下、細則）に定める業務を行う。<br>（組織）<br>第 6 条 認定薬剤師認定委員会は、本学会会員より選出される委員 15 名程度により構成される。<br>2 認定薬剤師認定委員会委員は、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。<br>3 代表理事は委員の中から委員長 1 名、副委員長 1 名を選任する。<br>（任期）<br>第 7 条 認定薬剤師認定委員会委員の任期は 2 年とし、原則として再任を妨げない。 |
| 第 3 章　救急認定薬剤師<br>（申請基準）<br>第 7 条　救急認定薬剤師の認定を申請する者は下記の各項を満たす必要がある。<br>1)　本邦における薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格及び救急医療における薬物療法に関する見識を備えていること。<br>2)　申請時において、薬剤師としての病院・診療所勤務歴を 5 年以上有し、そのうち 2 年以上救急医療に従事していること。<br>3)　申請時において、本学会の正会員としての会員歴が 2 年以上あり、かつ会費を完納していること。<br>4)　日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬師（2022 年度申請時まで有効）、日本医療薬学会が認定する専門または指導薬剤師、日本臨床薬理学会が認定する認定あるいは指導薬剤師、日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援シス | 第 3 章 救急認定薬剤師<br>（申請基準）<br>第 8 条　救急認定薬剤師の認定を申請する者は下記の各項を満たす必要がある。<br>1) 本邦における薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格及び救急医療における薬物療法に関する見識を備えていること。<br>2) 申請時において、薬剤師としての病院・診療所勤務歴を 5 年以上有し、そのうち 2 年 以上救急医療に従事していること。<br>3) 申請時において、本学会の正会員であり会員歴が 2 年以上あり、かつ会費を完納して いること。<br>4) 日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師 （2022 年度申請時まで有効）、日本医療薬学会認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された認定薬剤師、あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師の資格を有していること。 |

| | |
|---|---|
| テム（ JPALS ）の JPALS 認定薬剤師（CL レベル 5 以上）のいずれかの資格を有していること。<br>5) 医療機関において、救急医療に関する業務を通じて患者の治療に自ら参加した 25 例以上の症例を提出していること。<br>6) 認定委員会が指定し理事会の承認を得た学術集会への参加、同学術集会での研究発表などにおいて、細則に定める単位数を履修していること。<br>7) 認定委員会が開催する講習会を受講していること。<br>8) 日本臨床救急医学会評議員または所属施設長の推薦があること。<br>（申請）<br>第 8 条 救急認定薬剤師の認定を希望する者は、以下の書類を添えて本学会事務局に申請する。<br>1) 救急認定薬剤師認定申請書（認定申請書式１）<br>2) 薬剤師免許の写し（裏書のある場合は、裏書も含む）<br>3) 7 条 4) を満たす認定証の写し<br>4) 規定の単位取得証明書（認定申請書式２）<br>5) 症例一覧（認定申請書式３）<br>6) ICLS コース受講もしくは BLS / AED コース指導を証明する書類あるいは修了証の写し。院内で開催された BLS / AED コース等を指導した場合は、施設長の証明をもって申請することができる。(認定申請書式４）<br>7) 救急医療に関する業務に 2 年以上従事したことを示す施設長の証明 （認定申請書式５）<br>8) 推薦状（施設長または日本臨床救急医学会評議員）（認定申請書式６）<br>9) 申請料（所定の額）振込み用紙の写し<br>10) 申請者写真<br>（認定試験等）<br>第 9 条 認定委員会により受験資格を有すると判断された者は、救急認定薬剤師認定試験を受験す | 5) 医療機関において、救急医療に関する業務を通じて患者の治療に自ら参加した 25 例以上の症例を報告できること。<br>6) 認定薬剤師認定委員会が指定し、理事会の承認を得た学術集会、研究発表などにおいて、細則に定める単位数を履修していること。<br>7) 認定薬剤師認定委員会が開催する講習会を受講していること。<br>8) 日本臨床救急医学会評議員または所属施設長の推薦があること。<br>（申請）<br>第 9 条 救急認定薬剤師の認定を希望する者は、以下の書類を添えて本学会事務局に申請する。<br>1) 救急認定薬剤師認定申請書（別紙申請書式-1）<br>2) 薬剤師免許の写し（裏書のある場合は、裏書も含む）<br>3) ８条４項を満たす認定証の写し<br>4) 規定の単位取得証明書（別紙申請書式-2）<br>5) 症例報告一覧（別紙申請書式-3）<br>6) ICLS コース受講もしくは BLS/AED コース指導を証明する書類あるいは修了書 ICLS コースを受講した場合は、修了書の写し。もしくは院内で開催された BLS/AED コー ス等を指導した場合は、施設長の証明をもって申請することができる（別紙申請書式-4）<br>7) 救急医療に関する業務に 2 年以上従事したことを示す施設長の証明（別紙申請書式-5）<br>8) 推薦状（施設長または日本臨床救急医学会評議員）（別紙申請書式-6）<br>9) 申請料（所定の額）振込み用紙の写し<br>10)証明写真<br>（認定試験等）<br>第 10 条 認定薬剤師認定委員会により受験資格を有すると判断された者は、救急認定薬剤師認 |

| | |
|---|---|
| ることができる。<br>第 10 条　試験実施方法等の詳細については、別途、細則に定める。<br>（資格認定）<br>第 11 条　1. 認定委員会は、申請書類及び認定試験成績を総合的に審査し、申請者の救急認定薬剤師としての適否を判断し、本学会理事会に報告する。<br>2. やむを得ない事情により認定試験を実施できなかった年度に限り、下記の条件以外の認定申請資格をすべて満たしたものを暫定認定することができる。<br>1)　認定試験合格<br>2)　救急専門・認定薬剤師制度規則 第 8 条 6)<br>暫定認定にかかる取り扱いについては、別に定める。<br>第 12 条　本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急認定薬剤師の認定を行い、認定証を交付する。<br>（資格更新）<br>第 13 条　救急認定薬剤師の資格は、5 年毎に更新する。更新審査は、毎年 1 回行う。<br>第 14 条　救急認定薬剤師の資格を更新しようとする者は、認定を受けてから更新までの間に認定委員会が指定し理事会の承認を得た学術集会への参加、同学術集会での研究発表などにより、細則に定める所定の単位を取得しなければならない。<br>第 15 条　救急認定薬剤師の資格を更新しようとする者は、認定を受けてから更新までの間に認定委員会が開催する講習会を細則に定める回数受講しなければならない。<br>第 16 条　本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急専門薬剤師の更新の認定を行い、認定証を交付する。<br>（認定の取り消し・資格喪失）<br>第 17 条　1. 本学会が救急認定薬剤師として認定した者が、その称号にふさわしくない行為を行っ | 定試験を受験することができる。<br>第 11 条 試験実施方法等の詳細については、別途、細則に定める。<br>（資格認定）<br>第 12 条 認定薬剤師認定委員会は、申請書類及び認定試験成績を総合的に審査し、申請者の救急認定薬剤師としての適否を判断し、本学会理事会に報告する。<br>2 やむを得ない事情により認定試験を実施できなかった年度に限り、下記の条件以外の認定申請資格をすべて満たしたものを暫定認定することができる。<br>1）認定試験合格<br>2）救急認定薬剤師制度規則 第 9 条 6）<br>暫定認定にかかる取り扱いについては、別に定める。<br>第 13 条 本学会理事会は、認定薬剤師認定委員会の報告を受け、審議の上救急認定薬剤師の認定を行い、認定証を交付する。<br>（資格更新）<br>第 14 条 救急認定薬剤師の資格は、5 年毎に更新する。更新審査は、毎年 1 回行う。<br>第 15 条 救急認定薬剤師の資格を更新しようとする者は、認定を受けてから更新までの 間に認定薬剤師認定委員会の指定する学術集会、研究発表などにより、細則に 定める所定の単位を取得しなければならない。<br>第 16 条 救急認定薬剤師の資格を更新しようとする者は、認定を受けてから更新までの 間に認定薬剤師認定委員会が開催する講習会を細則に定める回数受講しなければならない。<br>（認定の取り消し・資格喪失）<br>第 17 条 本学会が救急認定薬剤師として認定した者が、その称号にふさわしくない行為を行っ |

| | |
|---|---|
| た場合には、本学会理事会は、認定委員会の審議を経て、救急認定薬剤師の資格を取り消すことができる。 この場合、その救急認定薬剤師に対し、 議決の前に弁明の機会を与えなければならない。<br>2. 救急認定薬剤師が本学会の会員でなくなった場合は、その資格を喪失する。 | た場合には、本学会理事会は、認定委員会の審議を経て、救急認定薬剤 師の資格を取り消すことができる。 この場合、その救急認定薬剤師に対し、 議決の前に弁明の機会を与えなければならない。<br>2 救急認定薬剤師が本学会の会員でなくなった場合は、その資格を喪失する。 |
| 第 4 章　救急専門薬剤師<br>（申請基準）<br>第 18 条　救急専門薬剤師の認定を申請する者は下記の各項を満たす必要がある。<br>1)　救急認定薬剤師として 5 年以上救急医療に従事していること。<br>2)　申請時において、本学会の正会員として会員歴が 7 年以上あり、かつ会費を完納していること。<br>3)　日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師（2022 年度申請時まで有効）、日本医療薬学会が認定する専門あるいは指導薬剤師、日本臨床薬理学会が認定する認定あるいは指導薬剤師、 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム（ JPALS ）の JPALS 認定薬剤師（CL レベル 5 以上）のいずれかの資格を有していること。ただし、申請時に資格を有していない場合は、2026 年度までを経過措置期間とし、この期間までに資格を有すればこの限りでない。<br>4)　認定委員会が指定し、理事会の承認を得た学術集会、研究発表などにおいて、細則に定める単位数を履修していること。<br>5)　認定委員会が開催する講習会を受講していること。<br>6)　医療機関において、救急認定薬剤師として過去 5 年間で救急医療に関する業務を通じて患者の治療に参加した 10 例以上の症例を提出していること。<br>7)　複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された救急医療に関する学術論文について、細則に定める要件を満たしていること。 | ※（新規追加項目） |

| | |
|---|---|
| 8)　日本臨床救急医学会評議員または所属施設長の推薦があること。<br>（申請）<br>第 19 条　救急専門薬剤師の認定を希望する者は、以下の書類を添えて本学会事務局に申請する。<br>1)　救急専門薬剤師認定申請書（専門申請書式１）<br>2)　薬剤師免許の写し（裏書のある場合は、裏書も含む）<br>3)　18 条 3）を満たす認定証の写し<br>4)　規定の単位取得証明書（専門申請書式２）<br>5)　症例一覧（専門申請書式３）<br>6)　ICLS コース受講もしくは BLS / AED コース指導を証明する書類あるいは修了証の写し。院内で開催された BLS / AED コース等を指導した場合は施設長の証明をもって申請することができる。（専門申請書式４）<br>7)　救急医療に関する活動の記録（専門申請書式５）<br>8)　推薦状（施設長または日本臨床救急医学会評議員）（専門申請書式６）<br>9)　申請料（所定の額）振込み用紙の写し<br>10)　証明写真<br>11）救急認定薬剤師の認定証の写し<br>（認定試験等）<br>第 20 条　認定委員会により受験資格を有すると判断された者は、口頭試問を受けることができる。<br>第 21 条　口頭試問の実施方法等の詳細については、別途、細則に定める。<br>（資格認定）<br>第 22 条　1. 認定委員会は、申請書類及び口頭試問の結果を総合的に審査し、申請者の救急専門薬剤師としての適否を判断し、本学会理事会に報告する。 | |

| | |
|---|---|
| 2.　やむを得ない事情により口頭試問を実施できなかった年度に限り、下記の条件以外の認定申請資格をすべて満たしたものを暫定認定することができる。<br>1)　口頭試問の合格<br>2)　救急専門・認定薬剤師制度規則 第 19 条 6)<br>暫定認定にかかる取り扱いについては、別に定める。<br>第 23 条　本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急専門薬剤師の認定を行い、認定証を交付する。<br>（資格更新）<br>第 24 条　救急専門薬剤師の資格は、5 年毎に更新する。更新審査は、毎年 1 回行う。<br>第 25 条　救急専門薬剤師の資格を更新しようとする者は、認定を受けてから更新までの間に認定委員会が指定し理事会の承認を得た学術集会への参加、同学術集会での研究発表などにより、細則に定める所定の単位を取得しなければならない。<br>第 26 条　救急専門薬剤師の資格を更新しようとする者は、認定を受けてから更新までの間に認定委員会が開催する講習会を細則に定める回数受講しなければならない。<br>第 27 条　救急専門薬剤師の資格を更新しようとする者は、認定を受けてから更新までの間に規則に定める症例一覧を提出しなければならない。<br>第 28 条　本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急専門薬剤師の更新の認定を行い、認定証を交付する。<br>（認定の取り消し・資格喪失）<br>第 29 条　1. 本学会が救急専門薬剤師として認定した者が、その称号にふさわしくない行為を行った場合には、本学会理事会は、認定委員会の審議を経て資格を取り消すことができる。この場合、その救急専門・認定薬剤師に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。<br>2. 救急専門・認定薬剤師が本学会の会員でなくなった場合は、その資格を喪失する。 | |

| | |
|---|---|
| 第 5 章　附則<br>（規則の変更）<br>第 30 条　本規則の改廃は、認定委員会の議を経て理事会が承認する。<br>（施行）<br>第 31 条　本規則は、平成 22 年 10 月 28 日より施行する。<br>本改正は、平成 23 年 7 月 28 日より施行する。<br>本改正は、平成 25 年 3 月 7 日より施行する。<br>本改正は、平成 26 年 1 月 23 日より施行する。<br>本改正は、平成 26 年 8 月 28 日より施行する。<br>本改正は、平成 27 年 1 月 23 日より施行する。<br>本改正は、平成 30 年 3 月 15 日より施行する。<br>本改正は、平成 31 年 3 月 5 日より施行する。<br>本改正は、令和 3 年 3 月 30 日より施行する。<br>本改正は、令和 4 年 9 月 22 日より施行する。 | 第 4 章 附 則<br>（規則の変更）<br>第 18 条 本規則の改廃は、認定委員会の議を経て理事会が承認する。<br>（施行）<br>第 19 条 本規則は、平成 22 年 10 月 28 日より施行する。<br>本改正は、平成 23 年 7 月 28 日より施行する。<br>本改正は、平成 25 年 3 月 7 日より施行する。<br>本改正は、平成 26 年 1 月 23 日より施行する。<br>本改正は、平成 26 年 8 月 28 日より施行する。<br>本改正は、平成 27 年 1 月 23 日より施行する。<br>本改正は、平成 30 年 3 月 15 日より施行する。<br>本改正は、平成 31 年 3 月 5 日より施行する。<br>本改正は、令和 3 年 3 月 30 日より施行する。 |
| **細則** | **細則** |
| （平成 22 年 10 月 28 日制定）<br>（平成 27 年 1 月 23 日改定）<br>（平成 31 年 3 月 5 日改定）<br>（令和 4 年 9 月 22 日改定） | （平成 22 年 10 月 28 日制定）<br>（平成 27 年 1 月 23 日改定）<br>（平成 31 年 3 月 5 日改定） |
| 第 1 条　1. 日本臨床救急医学会救急専門・認定薬剤師制度規則（以下，規則）に定める救急専門・認定薬剤師認定委員会（以下、認定委員会）の業務は以下の通り。<br>1)　日本臨床救急医学会救急認定薬剤師（以下、救急認定薬剤師）の認定試験 の受験資格の適否判定（規則 9 条） | 第 1 条 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師制度（以下，規則）に定める救急認定薬剤師認定委員会（以下、認定薬剤師認定委員会）の業務は以下の通り。<br>1）受験資格の適否判定（規則 10 条） |

| | |
|---|---|
| 2)　日本臨床救急医学会 救急専門薬剤師（以下、救急専門薬剤師）の口頭試問の受験資格の適否判定（規則 20 条） | |
| 3)　救急認定薬剤師の認定試験問題の出題と成績評価（規則 10 条） | 2）認定試験問題の出題と成績評価（規則 12 条） |
| 4)　救急専門薬剤師の口頭試問の実施と成績評価（規則 21 条） | |
| 5)　救急認定薬剤師の新規認定及び更新のための審査（規則 11 条、13 条） | 3）新規認定及び更新のための審査（規則 9 条、15 条） |
| 6)　救急専門薬剤師の新規認定及び更新のための審査（規則 22 条、24 条） | |
| 7)　救急認定薬剤師の学術集会参加、研究発表の指定（規則 7 条、14 条） | 4）学術集会、研究発表の指定（規則 8 条、15 条） |
| 8)　救急専門薬剤師の学術集会参加、研究発表の指定（規則 18 条、25 条） | |
| 9)　研修会企画・試験問題作成及び実施 | 5）研修会企画・試験問題作成及び実施 |
| 2.　認定委員会の下部組織として必要に応じてワーキンググループ等を設置することができる。 | 2 認定薬剤師認定委員会の下部組織として必要に応じてワーキンググループ等を設置することができる |
| （救急認定薬剤師の認定の要件） | （認定の要件） |
| 第 2 条　日本臨床救急医学会（以下、本学会）が指定した学術集会に参加し、50 単位（必修 30 単位以上を含む）を取得し、かつ医療機関において、救急医療に関する業務を通じて患者の治療に参加し（25 症例）、認定試験に合格していること。 ただし、本学会が主催する学術集会に少なくとも 1 回は参加すること。 | 第 2 条 日本臨床救急医学会（以下、本学会）が指定した学術集会に参加し、50 単位 （必修 30 単位以上を含む）を取得し、かつ医療機関において、救急医療に関する業務を通じて患者の治療に参加し（症例報告 25 例）、認定試験に合格した者。 ただし、本学会が主催する学術集会に少なくとも 1 回は参加すること。 |
| ・単位取得の対象となる項目は以下の通り。 | ・単位取得の対象となる項目は以下の通り。 |
| （学術集会及び研究発表） | （学術集会及び研究発表） |
| 必修（30 単位以上）： | 必須： |
| 日本臨床救急医学会学術集会参加 15 単位 | 日本臨床救急医学会学術集会参加 15 単位 |
| 日本臨床救急医学会学術集会での発表 15 単位（発表者） | 日本臨床救急医学会学術集会での発表 15 単位（発表者） |
| 日本臨床救急医学会学術集会での発表 5 単位（共同発表者） | 日本臨床救急医学会学術集会での発表 5 単位（共同発表者） |
| 選択：日本病院薬剤師会地方会（ブロック大会）への参加 10 単位 | 選択：日本病院薬剤師会地方会（ブロック大会）への参加 10 単位 |

| | |
|---|---|
| 認定委員会が指定する関連学会の年次学術集会参加 10 単位 注 1<br>日本臨床救急医学会学術集会以外での救急医療関連研究の発表 10 単位（発表者）<br>日本臨床救急医学会雑誌での論文発表 30 単位（筆頭著者）<br>日本臨床救急医学会雑誌での論文発表 10 単位（共同著者）<br>日本臨床救急医学会雑誌以外での救急医療関連論文の発表 10 単位（筆頭著者）<br>認定委員会が認定した研究会への参加 5 単位<br>第 3 条　認定委員会が開催する講習会に参加していること。<br>第 4 条　規則 8 条 5）でいう症例の内容は以下に示す A 項目および B 項目を選択して記載すること。この内、A 項目は、4 項目以上を選択し記載すること。なお、選択し た A 項目については、少なくとも 2 症例以上を記載すること。B 項目については 1 症例に対して 1 項目を選択し、6 項目以上を記載すること。<br>A 項目<br>1.循環器疾患 2. 呼吸器疾患 3. 中枢神経疾患 4. 消化器疾患 5. 代謝・内分泌疾患 6. 腎・泌尿器疾患 7. 感染症 8. 外傷・熱傷 9. 急性中毒 10. 災害医療<br>B 項目<br>1. 気道・呼吸管理 2. 循環・体液管理 3. 感染症治療 4. 腎代替療法 5. 予防的薬物療法 6. 栄養・血糖管理 7. 鎮痛・鎮静・せん妄管理 8. 薬物血中濃度管理<br>（救急認定薬剤師の認定更新の要件）<br>第 5 条　更新に際しては、規則 15 条に定める条件を満たしていることを証明するために、本学会が指定する学術集会などにおける参加証明書の写しを提出しなくてはならない。<br>第 6 条　日本臨床救急医学会救急認定薬剤師（以下、救急認定薬剤師）は、認定を受けてから 5 年後、以下の 1) ~ 4) を満たしている場合、資格の更新を申請することができる。<br>1)　認定された後も引き続き本学会の正会員であること。 | 認定委員会が指定する関連学会の年次学術集会参加 10 単位 注 1<br>日本臨床救急医学会学術集会以外での救急医療関連研究の発表 10 単位（発表者）<br>日本臨床救急医学会雑誌への投稿 30 単位（筆頭著者）<br>日本臨床救急医学会雑誌への投稿 10 単位（共同著者）<br>日本臨床救急医学会雑誌以外での救急医療関連論文の投稿 10 単位（筆頭著者）<br>日本臨床救急医学会認定委員会が認定した研究会への参加 5 単位<br>第 3 条 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師認定委員会が開催する講習会に参加した者。<br>第 4 条 規則 8 条 5）でいう症例報告の内容は以下に示す A 項目および B 項目を選択して記載すること。この内、A 項目は、4 項目以上を選択し記載すること。なお、選択した A 項目については、少なくとも 2 症例以上を記載すること。B 項目については 1 症例に対して 1 項目を選択し、6 項目以上を記載すること。<br>A 項目<br>1. 循環器疾患 2. 呼吸器疾患 3. 中枢神経疾患 4. 消化器疾患 5. 代謝・内分泌疾患 6. 腎・泌尿器疾患 7. 感染症 8. 外傷・熱傷 9. 急性中毒 10. 災害医療<br>B 項目<br>1. 気道・呼吸管理 2. 循環・体液管理 3. 感染症治療 4. 腎代替療法 5. 予防的薬物療法 6. 栄養・血糖管理 7. 鎮痛・鎮静・せん妄管理 8. 薬物血中濃度管理<br>（認定更新の要件）<br>第 5 条 更新に際しては、規則 15 条に定める条件を満たしていることを証明するために、 本学会が指定する学術集会などにおける参加証明書の写しを提出しなくてはならない。<br>第 6 条 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師（以下、救急認定薬剤師）は、認定を受けて から 5 年後、以下の (1) (2) (3) を満たしている場合、資格の更新を申請することができる。<br>(1)認定された後も引き続き本学会の正会員であること。 |

| | |
|---|---|
| 2)　認定を受けてから 5 年間、救急医療に貢献するとともに、認定委員会が 指定した 80 単位（必修 45 単位以上を含む）を取得していること。（単位取得の対象となる項目は細則 2 条参照）ただし、本学会が主催する学術集会に少なくとも 1 回は参加していること。<br>3)　認定委員会が開催した講習会に 2 回以上受講した者。ただしうち 1 回は認定委員会が指定した講習会を受講として認めることが出来る。<br>4)　認定委員会は、認定を受けてから 5 年を経たときに、認定委員会の定める要件を満たした者について、認定更新申請書類の審査を行い、審査の上、資格を更新し、認定証を交付する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を申請期限までに認定委員会に提出する。なお、更新申請の期日は毎年 6 月末日とし、期日を過ぎた場合は原則受け付けない。<br>(1) 認定資格更新申請書 （認定更新申請書式１）<br>(2) 単位取得確認書類 （認定更新申請書式２、３）<br>(3) 更新審査料納付記録の写し<br>第 7 条　救急認定薬剤師の単位取得確認書類<br>1)　第 2 条に示す学術集会、研究会に参加したことを証明する書類<br>学術集会および研究会に参加したことを証明する書類として、参加証の写しを提出する。<br>2)　学術集会での発表、日本臨床救急医学会雑誌等への投稿を証明する書類<br>学術集会での発表を証明する書類として、講演要旨の写し、日本臨床救急医学会雑誌等への投稿を証明する書類として、別刷または写しを添付する。<br>3)　認定委員会が開催した講習会を受講したことを証明する書類として、参加証の写しを提出する。<br>書類提出先：〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3（株）へるす出版事業部内<br>一般社団法人 日本臨床救急医学会<br>救急専門・認定薬剤師認定委員会 宛 | (2)認定を受けてから 5 年間、救急医療に貢献するとともに、認定薬剤師認定委員会が 指定した 80 単位（必修 45 単位以上を含む）を取得した者。（単位取得の対象となる 項目は細則 2 条参照）ただし、本学会が主催する学術集会に少なくとも 1 回は参加す ること。<br>(3)認定薬剤師認定委員会が開催した講習会に 2 回以上受講した者。ただしうち 1 回は認定薬剤師認定委員会が指定した講習会を受講として認めることが出来る。<br>(4)認定薬剤師認定委員会は、認定を受けてから 5 年を経たときに、認定薬剤師認定委員会の定める要件を満たした者について、認定更新申請書類の審査を行い、審査の上、資格を更新し、認定証を交付する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を申請期限までに認定薬剤師認定委員会に提出する。なお、更新申請の期日は毎年 6 月末日 とする。<br>1. 認定資格更新申請書<br>2. 単位取得確認書類<br>3. 更新料<br>第 7 条 単位取得確認書類<br>(1)第 2 条に示す学術集会、研究会に参加したことを証明する書類<br>学術集会および研究会に参加したことを証明する書類として、参加証の写しを提出する。<br>(2)学術集会での発表、日本臨床救急医学会雑誌等への投稿を証明する書類<br>学術集会での発表を証明する書類として、講演要旨の写し、日本臨床救急医学会雑誌等への投稿を証明する書類として、別刷または写しを添付する。<br>(3)認定薬剤師認定委員会が開催した講習会を受講したことを証明する書類として、参加証の写しを提出する。<br>書類提出先：〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3（株）へるす出版事業部内<br>一般社団法人 日本臨床救急医学会 救急認定薬剤師認定委員会 宛<br>認定申請期間：毎年 3 月 1 日より 5 月 31 日 |

| | |
|---|---|
| 認定申請期間：毎年 3 月 1 日より 5 月 31 日<br>※期日を過ぎた場合は原則受け付けない。<br>（救急認定薬剤師の試験）<br>第 8 条　試験は年 1 回実施する。<br>第 9 条　試験に不合格となった者は、再度受験することができる。ただし、再受験に際しては、規則第 8 条に定める申請より再度実施する。<br>第 10 条　試験問題は、本学会および日本病院薬剤師会監修のテキストを中心に、救急医療における薬物療法に関して広範囲な領域から出題する。<br>（救急専門薬剤師の認定の要件）<br>第 11 条　救急専門薬剤師として日本臨床救急医学会（以下、本学会）が指定した学術集会に参加し、80 単位（必修 45 単位以上を含む）を取得していること。 ただし、救急認定薬剤師として本学会が主催する学術集会で少なくとも 1 回は参加していること。また、救急認定薬剤師として救急医療に関する学会発表を 2 回（筆頭 1 回以上を含む）以上、複数名の査読者による査読のある国内外の学術雑誌での筆頭論文が 1 編以上（救急認定薬剤師取得前に筆頭論文が 1 編以上ある場合は、取得後に共著論文が 1 編以上）あること、救急認定薬剤師として過去 5 年間に救急医療に関する業務を通じて患者の治療に参加し（症例報告 10 例）、口頭試問に合格していること。<br><br>・単位取得の対象となる項目は以下の通り。<br>（学術集会及び研究発表）<br>必修（45 単位以上）：<br>日本臨床救急医学会学術集会参加 15 単位<br>日本臨床救急医学会学術集会での発表 15 単位（発表者）<br>日本臨床救急医学会学術集会での発表 5 単位（共同発表者） | （試験）<br>第 8 条 試験は年 1 回実施する。<br>第 9 条 試験に不合格となった者は、再度受験することができる。ただし、再受験に際しては、規則第 9 条に定める申請より再度実施する。<br>第 10 条 試験問題は、本学会および病院薬剤師会監修のテキストを中心に、救急医療における薬物療法に関して広範囲な領域から出題する。 |

| | |
|---|---|
| 選択：日本病院薬剤師会地方会（ブロック大会）への参加 10 単位<br>認定委員会が指定する関連学会の年次学術集会参加 10 単位 注 1<br>日本臨床救急医学会学術集会以外での救急医療関連研究の発表 10 単位（発表者）<br>日本臨床救急医学会雑誌での論文発表 30 単位（筆頭著者）<br>日本臨床救急医学会雑誌での論文発表 10 単位（共同著者）<br>日本臨床救急医学会雑誌以外での救急医療関連論文の発表 10 単位（筆頭著者）<br>認定委員会が認定した研究会への参加 5 単位<br>第 12 条　救急認定薬剤師として認定委員会が開催する講習会に 2 回以上参加していること。<br>ただし、うち 1 回は認定委員会が指定した講習会を受講として認めることが出来る。<br>第 13 条　規則 18 条 5）でいう症例報告の内容は以下に示す A 項目および B 項目を選択して記載すること。また、記載する症例は救急認定薬剤師として過去 5 年間に関わったものとする。<br>A 項目<br>1. 循環器疾患 2. 呼吸器疾患 3. 中枢神経疾患 4. 消化器疾患 5. 代謝・内分泌疾患 6. 腎・泌尿器疾患 7. 感染症 8. 外傷・熱傷 9. 急性中毒 10. 災害医療<br>B 項目<br>1. 気道・呼吸管理 2. 循環・体液管理 3. 感染症治療 4. 腎代替法 5. 予防的薬物療法 6. 栄養・血糖管理 7. 鎮痛・鎮静・せん妄管理 8. 薬物血中濃度管理<br>（救急専門薬剤師の認定更新の要件）<br>第 14 条　更新に際しては、規則 25 条に定める条件を満たしていることを証明するために、本学会が指定する学術集会などにおける参加証明書の写しを提出しなくてはならない。<br>第 15 条　救急専門薬剤師は、認定を受けてから 5 年後、以下の 1）～ 5）を満たしている場合、資格の更新を申請することができる。 | |

| | |
|---|---|
| 1)　認定された後も引き続き本学会の正会員であること。<br>2) 日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師　(2022 年度申請時まで有効)、日本医療薬学会が認定する専門あるいは指導薬剤師、日本臨床薬理学会が認定する認定あるいは指導薬剤師、日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム（ JPALS ）の JPALS 認定薬剤師（CL レベル 5 以上）のいずれかの資格を有していること<br>3)　認定を受けてから 5 年間、救急医療に貢献するとともに、認定委員会が指定した 80 単位（必修 45 単位以上を含む）を取得していること（単位取得の対象となる項目は細則 11 条参照)。ただし、救急専門薬剤師として本学会が主催する学術集会で少なくとも 1 回は発表していること（共同発表者でも可)。<br>4)　認定委員会が開催した講習会に 2 回以上受講した者。ただしうち 1 回は認定委員会が指定した講習会受講を含めることが出来る。<br>5)　認定を受けてから 5 年間、救急医療に関する業務を通じて患者の治療に参加した症例 5 例を提出すること。<br>6)　認定委員会は、認定を受けてから 5 年を経たときに、認定委員会の定める要件を満たした者について、認定更新申請書類の審査を行い、審査の上、資格を更新し、認定証を交付する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を申請期限までに認定委員会に提出する。なお、更新申請の期日は毎年 11 月末日とし、期日を過ぎた場合は原則受け付けない。<br>(1)　認定資格更新申請書（専門更新申請書式１）<br>(2)　単位取得確認書類（専門更新申請書式２、３）<br>(3)　症例一覧（専門更新申請書式４）<br>(4)　更新料<br>第 16 条　単位取得確認書類 | |

| | |
|---|---|
| 1)　第 11 条に示す学術集会、研究会に参加したことを証明する書類<br>学術集会および研究会に参加したことを証明する書類として、参加証の写しを提出する。<br>2)　学術集会での発表、日本臨床救急医学会雑誌等への投稿を証明する書類<br>学術集会での発表を証明する書類として、講演要旨の写し、日本臨床救急医学会雑誌等への投稿を証明する書類として、別刷または写しを添付する。<br>3)　認定委員会が開催した講習会を受講したことを証明する書類として、参加 証の写しを提出する。<br>書類提出先：〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3（株）へるす出版事業部内<br>一般社団法人 日本臨床救急医学会<br>救急専門・認定薬剤師認定委員会 宛<br>認定申請期間：毎年 9 月 1 日より 11 月 30 日<br>※期日を過ぎた場合は原則受け付けない。<br>（救急専門薬剤師の口頭試問）<br>第 17 条　口頭試問は年 1 回実施する。<br>第 18 条　口頭試問が不合格となった者は、再度受験することができる。ただし、再受験に際しては、規則第 18 条に定める申請より再度実施する。<br>（救急認定薬剤師および救急専門薬剤師の認定申請手数料・試験費用・認定料・更新料等）<br>第 19 条　救急認定薬剤師の認定申請手数料は次の通りである。<br>申請手数料 10,000 円<br>更新手数料 10,000 円<br>2　認定料<br>認定証の交付を受ける者は、認定料として、新規 20,000 円、更新 10,000 円を納付しなければならない。 | （認定申請手数料・試験費用・認定料・更新料等）<br>第 11 条 認定申請手数料は次の通りである。<br>申請手数料 10,000 円<br>更新手数料 10,000 円<br>2 認定料<br>認定証の交付を受ける者は、認定料として、新規 20,000 円、更新 10,000 円を納 付しなければならない。 |

| | |
|---|---|
| 第 20 条　救急専門薬剤師の認定申請手数料は次の通りである。<br>申請手数料 10,000 円<br>更新手数料 10,000 円<br>2　認定料<br>認定証の交付を受ける者は、認定料として、新規 20,000 円、更新 10,000 円を納付しなければならない。<br>第 21 条　申請者は申請料を、認定を受けた者は認定料を、指定の銀行口座に払込みの上、申込費用の振込が確認できるもののコピーを申請書と併せて提出する。払込手 数料は申請者負担とする。<br>申請先および申請手数料送金先<br>〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3 株式会社へるす出版事業部内<br>日本臨床救急医学会事務所<br>銀行名：りそな銀行 中野支店<br>口座名義：一般社団法人 日本臨床救急医学会<br>口座番号：普通 1630784<br><br>第 22 条　既納の認定申請手数料、試験費用、認定料等は、いかなる理由があっても返却しない。<br>（細則の変更等）<br>第 23 条　この細則を変更するには認定委員会の議を経て理事会の承認を得ることを要する。変更内容については、速やかに本学会ホームページ上に公示するものとする。<br>第 24 条 この細則は平成 22 年 10 月 28 日より施行する。<br>この改正は、平成 25 年 3 月 7 日より施行する。<br>この改正は、平成 25 年 5 月 31 日より施行する。<br>この改正は、平成 26 年 1 月 23 日より施行する。 | 第 12 条 申請者は申請料を、認定を受けた者は認定料を、指定の銀行口座に払込みの上、申込費用の振込が確認できるもののコピーを申請書と併せて提出する。払込手 数料は申請者負担とする。<br>申請先および申請手数料送金先<br>〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3 株式会社へるす出版事業部内<br>日本臨床救急医学会事務所<br>銀行名：りそな銀行 中野支店<br>口座名義：一般社団法人 日本臨床救急医学会<br>口座番号：普通 1630784<br>第 13 条 既納の認定申請手数料、試験費用、認定料等は、いかなる理由があっても返却しない。<br>（細則の変更等）<br>第 14 条 この細則を変更するには認定薬剤師認定委員会の議を経て理事会の承認を得ることを要する。変更内容については、速やかに本学会ホームページ上に公示するものとする。<br>第 15 条 この細則は平成 22 年 10 月 28 日より施行する。<br>この改正は、平成 25 年 3 月 7 日より施行する。<br>この改正は、平成 25 年 5 月 31 日より施行する。<br>この改正は、平成 26 年 1 月 23 日より施行する。 |

| | |
|---|---|
| この改正は、平成 26 年 8 月 28 日より施行する。<br>この改正は、平成 27 年 1 月 23 日より施行する。<br>この改正は、平成 31 年 3 月 5 日より施行する。<br>この改正は、令和 4 年 9 月 22 日より施行する。<br><br>注 1　附則<br>認定委員会が指定し、理事会の承認を得た関連学会が開催する学術集会<br>日本医療薬学会、日本薬学会、医療薬学フォーラム、日本救急医学会、日本救急医学会地方会、日本中毒学会、日本中毒学会地方会、日本 TDM 学会、日本集中治療医学会、日本集中治療医学会支部会、アジア救急医学会（ Asian Conference on Emergency Medicine ）<br>2.　認定委員会が指定し、理事会の承認を得た研究会<br>臨床救急医療薬学研究会 | この改正は、平成 26 年 8 月 28 日より施行する。<br>この改正は、平成 27 年 1 月 23 日より施行する。<br>この改正は、平成 31 年 3 月 5 日より施行する。<br><br>注 1　附則<br>認定委員会が指定し、理事会の承認を得た関連学会が開催する学術集会<br>日本医療薬学会、日本薬学会、医療薬学フォーラム、日本救急医学会、日本救急医学会地 方会、日本中毒学会、日本中毒学会地方会、日本 TDM 学会、日本集中治療医学会、日本集 中治療医学会支部会、アジア救急医学会 (Asian Conference on Emergency Medicine)<br>2. 認定委員会が指定し、理事会の承認を得た研究会<br>臨床救急医療薬学研究会 |

# 規則・細則_新旧対比表（改正）

| 変更箇所 | 変更前　（改正日：令和４年９月22日） | 変更後　（改正日：令和６年１月１日） | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 細則　改正日 | （平成22年10月28日改定）<br>（平成27年　1月23日改定）<br>（平成31年　3月　5日改定）<br>（令和　4年　9月22日改定） | (削除) | 記載整備<br>第24条に記載 |
| 細則　第４条 | B 項目　(2列にしてください)<br>1. 気道・呼吸管理<br>2. 循環・体液管理<br>3. 感染症治療<br>4. 腎代替療法<br>5. 予防的薬物療法<br>6. 栄養・血糖管理<br>7. 鎮痛・鎮静・せん妄管理<br>8. 薬物血中濃度管理 | B 項目<br>1. 気道・呼吸管理<br>2. 循環・体液管理<br>3. 感染症治療<br>4. 腎代替療法<br>5. 予防的薬物療法<br>6. 栄養・血糖管理<br>7. 鎮痛・鎮静・せん妄管理<br>8. 薬物血中濃度管理<br>9. 災害医療支援 | 誤記修正<br>項目追加 |
| 細則　第13条 | B 項目<br>1. 気道・呼吸管理<br>2. 循環・体液管理<br>3. 感染症治療<br>4. 腎代替療法<br>5. 予防的薬物療法<br>6. 栄養・血糖管理<br>7. 鎮痛・鎮静・せん妄管理<br>8. 薬物血中濃度管理 | B 項目<br>1. 気道・呼吸管理<br>2. 循環・体液管理<br>3. 感染症治療<br>4. 腎代替療法<br>5. 予防的薬物療法<br>6. 栄養・血糖管理<br>7. 鎮痛・鎮静・せん妄管理<br>8. 薬物血中濃度管理<br>9. 災害医療支援 | 項目追加 |

## 規則・細則_新旧対比表（改正）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 細則　第24条 | この細則は平成 22 年 10 月 28 日より施行する。<br>この改正は、平成 25 年 3 月 7 日より施行する。<br>この改正は、平成 25 年 5 月 31 日より施行する。<br>この改正は、平成 26 年 1 月 23 日より施行する。<br>この改正は、平成 26 年 8 月 28 日より施行する。<br>この改正は、平成 27 年 1 月 23 日より施行する。<br>この改正は、平成 31 年 3 月 5 日より施行する。<br>この改正は、令和 4 年 9 月 22 日より施行する。 | この細則は平成 22 年 10 月 28 日より施行する。<br>この改正は、平成 25 年 3 月 7 日より施行する。<br>この改正は、平成 25 年 5 月 31 日より施行する。<br>この改正は、平成 26 年 1 月 23 日より施行する。<br>この改正は、平成 26 年 8 月 28 日より施行する。<br>この改正は、平成 27 年 1 月 23 日より施行する。<br>この改正は、平成 31 年 3 月 5 日より施行する。<br>この改正は、令和 4 年 9 月 22 日より施行する。<br>この改正は、令和 6 年 1 月　1 日より施行する。 | 改正のため |